



個人情報保護法とは？

高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大しています。それに伴って、個人情報の不正な取扱いによる漏えい等、個人の権利利益が侵害される危険が増大しています。

このような個人情報の不適正な取扱いによる個人の権利利益が侵害される可能性を未然に防止するため、個人情報の適正な取扱いに関して「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月)が制定されました。

この法律の概要は次のとおりです。

- 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。
- 官民を通じた基本法の部分と、民間事業者に対する個人情報の取扱いのルールの部分から構成されています。
- 民間事業者の個人情報の取扱いに関しては、共通する必要最小限のルールを定めています。また、この法律の仕組みは、事業者が、各省庁等が策定するガイドラインに即して、事業等の分野に応じ、自立的に取り組むことを重視しています。

また、個人情報の中でも、雇用管理に関するものについては、法律上、厚生労働大臣及び事業所管大臣が主務大臣(※)となっており、今般、法律の規定に基づいて、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成16年7月)を策定しました。

(※)「主務大臣」には、報告徴収、助言、勧告及び命令という形で、個人情報取扱事業者に不適正な取扱いを是正するよう働きかける権限が与えられている。